

監査公表第510号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、同項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年11月4日

京都市監査委員	磯	辺	寿	子
同	今	枝	徳	藏
同	江	草	哲	史
同	藤	井		昭

平成16年度出資団体監査（工事）結果公表

監査の種類 出資団体監査（工事）

監査の対象 京都市住宅供給公社

監査の対象工事 別表に掲げる平成15年度の維持管理業務委託

監査の実施期間 平成16年6月から平成16年10月まで

監査の方法 維持管理業務委託の積算、業務履行確認等について関係図書を審査し、文書及び口頭による質問調査を行った。

監査の結果

監査の結果はおおむね適正であると認めたが、一部に次のような事項があった。

- 1 予定価格が100万円を超える委託契約について、特殊な技術、機器又は設備等を必要とするものではないにもかかわらず、当該工事の施工者であり、管理に精通しているという理由で随意契約を行っていた。また、委託契約書（以下「契約書」という。）では、契約は同一条件で1年間更新されることを定めていた。

適正な契約を行うよう改められたい。

（業務委託共通）

2 維持管理業務委託料の算出に当たり、積算の根拠となる資料が作成されていなかった。

適正な積算を行うよう改められたい。

(業務委託共通)

3 委託仕様書では、毎日行う業務を定めているが、提出された業務月報によると毎日行っていないものがあった。

適正な履行確認を行うよう改められたい。

(せせらぎ水路の保守管理業務委託ほか)

4 TV 電波障害保守点検業務委託料の算出に当たり、平成 11 年度から 15 年度に至るまでに労務費が 7 パーセント以上下落しているにもかかわらず、委託料算定の基礎となる 1 戸当たりの月額費用を見直さずに積算していた。

適正な積算を行うよう改められたい。

(TV 電波障害保守点検業務)

5 契約書の別記として保守点検要領が添付されているが、この要領では点検業務の具体的内容を把握できず、適正な積算や履行確認ができない。

適正な積算や履行確認ができる保守点検要領を作成するよう改められたい。

(TV 電波障害保守点検業務)

6 業務委託期間が平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までであるにもかかわらず、消防設備外観及び機能点検を委託期間が過ぎた平成 16 年 4 月 12 日に実施していた。

適正な履行確認を行うよう改められたい。

(久我の杜建物設備保守点検業務委託)

別表 維持管理業務委託

区	委 託 名	委 託 場 所
北	船岡団地建物管理業務委託	紫野西藤ノ森町
山科	TV 電波障害保守点検業務	西野山阿芸沢町ほか
伏見	せせらぎ水路の保守管理業務委託	久我東町
伏見	久我の杜建物設備保守点検業務委託	久我東町
伏見	久我の杜テニスコート管理業務委託	久我東町
伏見	ポンプ場維持管理委託	向島二ノ丸町
伏見	TV 電波障害保守点検業務	向島地域

(監査事務局 第一課)